

SLOC通信-11

MAY.01,2013 — S L O Cの会員および会費規則について—

SLOC総務委員会委員 熊谷 洋幸

S L O Cには、個人としての正会員と団体（法人を含む）としての正会員を置きました。またS L O Cの事業活動の推進のためには、S L O Cの趣旨に賛同していただける正会員以外の個人（整形外科医を含む）や団体あるいはボランティアなどが必要となることから、その方々を賛助会員とする規定を置きました。

事業活動の費用に対する収入は、正会員や賛助会員の入会金、年会費更には自治体や企業、個人、団体等からの受託金、賛助金や寄付金をもって予算化し、ゆくゆくは、「ゆるキャラ」などの販売益を事業活動支出に繰り入れる予定です。

正会員や賛助会員の入会金および年会費や会員に関する規則（定款に示す）につきましては、以下に示すホームページをご参照いただければ幸いです。